

質問（16 条関連）

大地震動に対する安全性の検討について：

2010 年版では、「耐震壁が地震力の大半を負担する柱梁部材などの付着割裂破壊を生じる恐れがない場合は、算定を省略してよい」との記述がありましたが、2018 年版では、安全性検討用の鉄筋引張応力度を定めて検討するとなっています。曲げ降伏する可能性が低い部材についても検討するように扱いが変更されていますが、変更された理由や経緯について教えてください。

(JSCA 関西支部 RC 分科会)

回答

建築物の構造関係技術基準解説書では、ルート 1，2 の設計用せん断力 $Q_D = Q_L + n \times Q_E$ に対して、付着割裂破壊の検討が求められており、その具体的な方法を RC 規準に追加したとお考え下さい。ルート 1，2 では耐震壁が地震力の大半を負担することがあるため、「算定を省略してよい」の文言を削除しました。曲げ降伏する可能性の低い部材についても検討を求めておりますが、存在応力度を割り増した σ_D で検討できるように改定しております。

また、あきの寸法やせん断補強筋量によっては f_a と $K \times f_b$ の大小が逆転したりするなど、いくつかの検討を行わないと危険側となってしまうことがあるため、省略しないこととしています。